

2021/07/29

新型コロナウイルスに感染した場合・感染が疑われる場合の大学への報告について

新型コロナウイルス感染症は法定伝染病に指定されており、学生・教職員に感染が発生した場合、大学は保健所の指示に従って感染防止のための対応をとる必要があります。下記のいずれかに該当する場合は、必ず大学に報告してください。大学は感染した方の個人情報の保護に細心の注意を払い、外部に情報を漏らすことはありません。また感染予防以外の目的で情報を利用することはありません。

- (1) 新型コロナウイルスに感染した（PCR 検査陽性）
- (2) 濃厚接触者に指定された
- (3) 濃厚接触者には指定されなかったが検査対象となった
- (4) 発熱やのどの痛みなど新型コロナウイルス感染症の症状がある

大学への報告は、担任教員、事務局への電話など、その時に可能な方法で行ってください。夜間・休日や連絡先がわからないときは、専用アドレスにメールしてください。

アドレス：covid19@toua-u.ac.jp

メールに記載する事項：

- ① 氏名、②学籍番号、③状況の簡単な説明（上記(1)から(4)のいずれに該当するか等
- ④ 連絡先電話番号

事務局長